

感染予防・感染拡大防止についての対応

基本行動

- ・マスク着用
- ・手洗い・うがい・手指消毒の徹底
- ・毎日の検温
- ・時差出勤や人員を減らしての業務遂行

1．従業員が感染者本人の場合

- ・感染が明らかになった場合、すぐに担当者・部門長へ報告し、医師の許可が下りるまで就業は停止すること。
- ・担当者または部門長は感染した従業員から可能な範囲で発症時期、現在の状態、発症から遡って14日間の行動履歴を確認し、濃厚接触者を把握し、総務本部まで報告すること。

2．濃厚接触者と判断された場合

- ・濃厚接触者と判断された場合、感染者同様に就業停止とし、基本14日間の自宅待機とする。なお、保健所の指示により、自宅待機の期間は前後する可能性があります。
- ・担当者または部門長は濃厚接触者と判断された従業員から可能な範囲で接触時期、現在の状態、接触後の行動履歴を確認し、総務本部まで報告すること。
- ・就業停止となった従業員は自宅待機の期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、居住地の「帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。

3．同居家族が感染した場合

- ・同居家族が感染した場合は、2．濃厚接触者と判断された場合と同様就業停止とする。

本件に関してのご相談やお問合せ、またご報告はコニックス 総務本部までお願い致します。
電話 052-451-3838（代表）

【改定】2021年8月25日
コニックス株式会社 総務本部